

滋賀県医師養成奨学金・滋賀県医学生修学資金要綱改正説明会
質 疑 応 答

知事指定について

Q：知事指定の勤務先は、自分で選択するということでしょうか。

A：医局ともご相談いただきながら、ご自身が県内のどこの医療機関を希望されるのか、どのタイミングでB群の医療機関で勤務するのかわを選択いただきます。

新要綱について

Q：改正後の要綱の全文を確認したいのですが、どこにありますか。

A：滋賀県医師キャリアサポートセンターのホームページに掲載しています。

※滋賀県医師キャリアサポートセンターHP

<https://shiga-ishicsc.jp/loan-lending>

キャリア形成プログラムについて

Q：スライド12枚目、キャリア形成プログラムについて、新要綱と旧要綱で何が良くなったのか教えてください。

A：旧要綱のキャリア形成プログラムでは、専門研修プログラムごとに3つのコース設定（基本コース・地域医療重視コース・大学院コース）がありました。しかしながら臨床研修2年目の時点で将来大学院に進学するか、または地域医療を重視した進路とするか等を決定し、コース選択を行うことは難しく、人員配置は医局人事によるところも大きいため廃止しました。

Q：3つのコース設定がなくなり、例えば大学院に行くことになれば、そのタイミングで調整されるということでしょうか。

A：そのとおりです。

診療科選択について

Q：スライド 12 枚目に「臨床研修 2 年目の 9 月までに志望する診療科を選択する」とあります。滋賀県では小児科のみシーリング（診療科ごとの養成する専攻医の採用定員数）がかけられていますが、ご配慮いただけるのでしょうか。臨床研修 2 年目の 9 月の診療科選択では、小児科はすでに締め切られている可能性があります。

A：「臨床研修 2 年目の 9 月まで」との目安はお伝えしていますが、シーリング等がある場合は目安より早く選択をしたい旨の連絡をください。逆に悩んでいる場合は目安を超えてからの選択となる場合もあります。なお、※地域枠（奨学金または修学資金の貸与を受けられた）医師で、専攻医期間に医師少数区域または医師少数スポットで専門研修を行う予定の方は、地域医療対策協議会にて承認された場合は、シーリングの対象外となります。

※当日の質疑応答では、「地域枠医師はシーリングの対象外」とだけご回答しておりましたが、上記回答が正しいものとなります。お詫び申し上げますとともに、本紙をもって訂正いたします。